

平成 28 年 10 月 28 日
子ども・若者部子ども家庭課

児童相談所の移管に向けた検討状況について

1 主旨

今般の児童福祉法の改正を受け、区は基礎自治体として、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するべく、できる限り早期の児童相談所移管を目指す。

特別区長会においては、6月の区長会総会にて、移管を希望する区は、改正法の内容を踏まえ、平成26年度に行った「特別区移管モデル」の具体化検討の再調整やロードマップの作成等を9月末までに行うこととした。

これを受け、関係所管による「世田谷区児童相談所移管準備検討委員会」において、児童相談所の移管に係る再検討を行い、児童相談所開設に向けたロードマップを作成し、特別区長会へ提出したので、この間の検討状況を報告する。

2 児童相談所の開設

(1) 設置場所

できる限り早期の開設へ向け、開設可能時期、施設規模、併設となる子ども・子育て施設や近接となる梅ヶ丘拠点施設との連携の有効性等を総合的に勘案し、総合福祉センター機能移転後の一部を利用して設置する。

現在の世田谷児童相談所については、一時保護所や児童養護施設などでの活用を視野に、都からの移譲を求めていく。

(2) 開設時期

平成32年4月以降できる限り早い時期

開設時期については、特別区間の連携を考慮し、複数区での同時開設を目指す。

3 一時保護所の設置

他自治体との広域連携を前提に、区単独で設置する。

4 児童相談所移管に係る再検討

別添1及び別添2のとおり

5 児童相談所開設に向けたロードマップ

別添3のとおり

6 当面の経過及びスケジュール（予定）

平成28年 9月末	特別区長会に移管に係る再検討・ロードマップ提出
10月～	特別区長会にて各区より提出された児童相談所移管に係る再検討の内容及びロードマップの取りまとめ
11月末	特別区全体のロードマップの整理
12月～	特別区長会を通じて東京都と協議
28年度中	総合福祉センター跡利用施設基本構想
29・30年度	総合福祉センター跡利用施設基本設計・実施設計
31年度	総合福祉センター跡改修工事
32年4月以降	施設開設

特別区間の連携を考慮し、複数区での同時開設を目指す。